

重 要

非常変災時の対応

新居浜市教育委員会
令和8年7月1日改訂

① 新居浜市に特別警報、危険警報、警報のいずれか・高潮警報を除くが発表された場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
七時までに 台風等接近時は家を出発しない。 新居浜市に〇〇警報が発表されました。  【自宅待機】	今後の対応について保護者連絡 
十一時までに 【自宅待機】 	下校時刻等を変更して下校 学校で待機（授業）
警報解除 警報継続	時刻や方法の保護者連絡
昼食後、登校 臨時休業  	通常下校 

② 新居浜市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

児童・生徒が〈家庭〉にいるとき	児童・生徒が〈学校〉にいるとき
 【臨時休業】	【児童・生徒の引渡し】  学校から連絡があるまで【臨時休業】
〈児童・生徒安否確認〉〈学校施設点検〉〈通学路安全確認〉〈学校再開準備〉等 すべての安全確認後、学校から登校について連絡 児童・生徒の学校登校 	

※ 裏面に詳細な説明があります。